

研究ノート

社会保 障 法 判 例

堀 勝 洋

児童の障害が種痘に起因すると認められ、予防接種法による障害児養育年金の不支給決定が取り消された事例

東京地方裁判所民事第三部昭和56年11月9日判決
(昭和54年(行ウ)第34号障害児養育年金不支給決定取消請求事件)

I 事実の概要

原告Xは、昭和36年11月23日生まれの訴外Aを養育する父親であるが、このAが昭和37年6月2日東京都杉並東保健所で種痘を受けたことにより、Aが重度精神薄弱、脳性麻痺、てんかんにより廃疾の状態になったとして、予防接種法(昭和23年法律第68号)の規定による障害児養育年金の支給を、昭和52年6月11日付けで被告東京都杉並区長に請求した。ところが被告は、Aの本症と本件種痘との間には因果関係が認められないとした厚生大臣の通知に基づき、昭和54年3月7日付けで障害児養育年金を支給しない旨の決定をしたため、Xは被告のこの決定の取消しを求めて出訴した。

本判決は、次のとおり判示してXの主張を認めた。

II 判 旨

1 「Aの本症につき出生前及び出生周辺期の原因をうかがうことができないこと、本件種痘までのAの発育はほぼ正常であったこと、ところが本件種痘のすぐ後に発育遅滞を示し始め脳性小児麻痺と診断されるにいたったが、出生から右診断

までの間において、本件種痘以外に本症の原因となるべき疾病の罹患を認めることができないこと、そして種痘後脳炎の好発期において、Aは発熱し、引き続き髄膜刺激症状、食欲不振、傾眠の症状を呈しており、これらは種痘後脳炎の急性期の症状の一つであることを総合し、かつ、前掲甲第四号証の一及び二並びに証人青山正征の証言に照らせば、Aの本症は本件種痘に起因するものと認めるのが相当である。」

2 「したがって、Aの本症と本件種痘との因果関係が認められないので予防接種法等一部改正法附則三条一項の認定をすることができないとした昭和五四年二月五日付け厚生大臣通知は、判断を誤まったものというべきである。」

「そうすると、右通知に基づいて行われた本件決定も違法といわざるを得ず、本件決定の取消しを求める原告の本訴請求は理由がある。」

III 解 説

1 本件は予防接種による健康被害の救済制度が昭和51年に法制化されて以来初めて同法による給付を求める行政訴訟に対する判決として注目されるべきものである。

2 予防接種は、伝染病疾患に対して社会防衛

上行われる重要な予防的措置であるが、関係者がいかに注意を払ってもきわめてまれではあるが不可避免的に健康被害が起こりうるという医学上の特殊性があるにもかかわらず、あえてこれを実施しなければならないという特性を有している。

予防接種による健康被害は、次のような場合に起こるとされている¹⁾。

- (1) ワクチン自体に重大な欠陥があった場合
- (2) ワクチン接種時に他の病原菌が混入した場合
- (3) ワクチンの種類、接種量を誤ったこと等誤接種の場合
- (4) ある種の疾患をもつ者あるいはワクチン接種に異常な反応を呈する体質をもつ者に接種したこと等被接種者の異常に基づく場合
- (5) 原因不明の場合

予防接種健康被害の防止対策として、国はより安全なワクチンの開発、予防接種の実施方法の改善に努めてはいるが、健康被害の発生を完全に防止することは現在の医学水準では不可能とされている。

このような予防接種被害が生じたとき、無過失であれば従来の国家賠償法等によって救済される途はなく、またたとえ予防接種に際し過失があったとしても、その救済を得るためには司法手続に相当の日時と経費が費やされるのが普通であった。

3 このため、昭和45年6月の東京都下における種痘による副反応発生以来、各県から種痘の副反応による死亡、発疹、発熱等の事例が報告されるとともに大々的に新聞報道に取り上げられるなど、いわゆる種痘禍事件として大きな社会的関心をひくに至ったことを契機として、昭和45年7月31日の閣議了解に基づく行政措置により救済が行われるようになった。この行政措置は、表1に示すように恒久的な救済制度を創設するまでの暫定的な措置であった。

その後この行政措置による給付は逐次改善が図られ、法制度に移行する直前の昭和52年の最終的な状態は表2のとおりであった。

表1 予防接種事故に対する措置について
(昭和45年7月31日閣議了解)

予防接種事故に関する措置については、今後恒久的な救済制度の創設について検討することとするが、現に予防接種事故により疾病にかかり、もしくは後遺症を有し、又は死亡した者については、当面緊急の行政措置として、国は地方公共団体の協力を得て次のような措置を講ずることとする。

第1 措置の目標

- 1 予防接種の副反応(通常生ずる副反応を除く。以下同じ。)と認められる疾病(副反応の疑いのある疾病を含む。以下同じ。)により、現に医療を必要とする者に対して、自ら負担した額に相当する額の給付を行なう。
- 2 予防接種の副反応と認められる疾病に起因する後遺症を有する者に対し、次の区分により、給付を行なう。

厚生年金保険法に定める廃疾の程度	後遺症を有するに至った時の年齢	
	18歳未満	18歳以上
1 級	270万円	330万円
2 級	200万円	240万円
3 級	130万円	160万円

- 3 予防接種の副反応と認められる疾病により死亡した者については、次の区分により、死亡した者の遺族に対し、給付を行なう。

死亡時の年齢	
18歳未満	18歳以上
270万円	330万円

第2 措置の実施

国は、第1の措置に要する財源につき、その2分の1に相当する額を支出し、地方公共団体に対しては、国の措置に相当する額の支出を要請する。

資料：炭谷茂・堀之内敬，参考文献③，pp.19~20。

4 その後昭和48年6月以降東京、大阪、名古屋、福岡の各地方裁判所に予防接種事故の集団訴訟が提起される²⁾など予防接種制度の改善および被害者救済の恒久的制度への要望が高まり、遂に「予防接種法及び結核予防法の一部を改正する法律」(昭和51年法律第69号。以下「改正法」という。)により実現されるに至った。このうち予防接種制度の抜本的改正に関する部分は、この法律の公布の日である昭和51年6月19日から、救済制度の法制化に関する部分は昭和52年2月25日から施行された。

この改正により、問題の種痘については、改正

1) 炭谷茂・堀之内敬，参考文献③，p.18。

2) この集団訴訟については中平健吉，参考文献④，pp.329-334，および河野敬，参考文献④，pp.33-38参照。

表 2 閣議了解措置の給付内容

措置の種類	医療費	後遺症	一時金	弔慰金	後遺症特別給付金																																																										
対象者	予防接種の副反応と認められる疾病により現に医療を必要とする者	予防接種の副反応と認められる後遺症を有し、厚生年金保険法別表第1に掲げる程度の障害を有する者		予防接種の副反応と認められる疾病により死亡した者の配偶者、子又は父母	予防接種の副反応と認められる疾病に起因する後遺症を有し、厚生年金保険法別表第1に定める障害の程度1級又は2級に該当する障害を有する者のうち、学齢期到達年齢以上のもの。ただし、施設入所者には支給しない。																																																										
措置の内容	昭和45年8月1日以後の当該医療に要した費用について健康保険の例により算定した額のうち自己負担相当額	<table border="1"> <thead> <tr> <th>厚生年金保険法に定める障害の程度</th> <th>後遺症を有するに至った時期</th> <th>後遺症を有するに至った時の年齢</th> <th>一時金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">1 級</td> <td>昭和50年4月1日～昭和51年3月31日</td> <td>18歳未満</td> <td>590万円</td> </tr> <tr> <td>昭和51年4月1日～昭和52年3月31日</td> <td>18歳以上</td> <td>720万円</td> </tr> <tr> <td>昭和50年4月1日～昭和51年3月31日</td> <td>18歳未満</td> <td>590万円</td> </tr> <tr> <td>昭和51年4月1日～昭和52年3月31日</td> <td>18歳以上</td> <td>720万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2 級</td> <td>昭和50年4月1日～昭和51年3月31日</td> <td>18歳未満</td> <td>430万円</td> </tr> <tr> <td>昭和51年4月1日～昭和52年3月31日</td> <td>18歳以上</td> <td>520万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3 級</td> <td>昭和50年4月1日～昭和51年3月31日</td> <td>18歳未満</td> <td>290万円</td> </tr> <tr> <td>昭和51年4月1日～昭和52年3月31日</td> <td>18歳以上</td> <td>370万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(後遺症を有する者には医療費の支給は行わない)</p>	厚生年金保険法に定める障害の程度	後遺症を有するに至った時期	後遺症を有するに至った時の年齢	一時金	1 級	昭和50年4月1日～昭和51年3月31日	18歳未満	590万円	昭和51年4月1日～昭和52年3月31日	18歳以上	720万円	昭和50年4月1日～昭和51年3月31日	18歳未満	590万円	昭和51年4月1日～昭和52年3月31日	18歳以上	720万円	2 級	昭和50年4月1日～昭和51年3月31日	18歳未満	430万円	昭和51年4月1日～昭和52年3月31日	18歳以上	520万円	3 級	昭和50年4月1日～昭和51年3月31日	18歳未満	290万円	昭和51年4月1日～昭和52年3月31日	18歳以上	370万円	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">死亡の時期</th> <th colspan="2">死亡時の年齢</th> <th rowspan="2">弔慰金</th> </tr> <tr> <th>18歳未満</th> <th>18歳以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昭和50年4月1日～昭和51年3月31日</td> <td>590万円</td> <td>720万円</td> <td>590万円</td> </tr> <tr> <td>昭和51年4月1日～昭和52年3月31日</td> <td>750万円</td> <td>910万円</td> <td>750万円</td> </tr> </tbody> </table>	死亡の時期	死亡時の年齢		弔慰金	18歳未満	18歳以上	昭和50年4月1日～昭和51年3月31日	590万円	720万円	590万円	昭和51年4月1日～昭和52年3月31日	750万円	910万円	750万円	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">厚生年金保険法に定める障害の程度</th> <th rowspan="2">適用時期</th> <th rowspan="2">学齢期以上の在宅の者(月額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 級</td> <td>昭和50年10月～昭和51年9月</td> <td>19,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2 級</td> <td>昭和51年10月～昭和52年2月</td> <td>22,000円</td> </tr> <tr> <td>昭和50年10月～昭和51年9月</td> <td>13,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2 級</td> <td>昭和51年10月～昭和52年2月</td> <td>15,000円</td> </tr> </tbody> </table>	厚生年金保険法に定める障害の程度	適用時期	学齢期以上の在宅の者(月額)	1 級	昭和50年10月～昭和51年9月	19,000円	2 級	昭和51年10月～昭和52年2月	22,000円	昭和50年10月～昭和51年9月	13,000円	2 級	昭和51年10月～昭和52年2月	15,000円
厚生年金保険法に定める障害の程度	後遺症を有するに至った時期	後遺症を有するに至った時の年齢	一時金																																																												
1 級	昭和50年4月1日～昭和51年3月31日	18歳未満	590万円																																																												
	昭和51年4月1日～昭和52年3月31日	18歳以上	720万円																																																												
	昭和50年4月1日～昭和51年3月31日	18歳未満	590万円																																																												
	昭和51年4月1日～昭和52年3月31日	18歳以上	720万円																																																												
2 級	昭和50年4月1日～昭和51年3月31日	18歳未満	430万円																																																												
	昭和51年4月1日～昭和52年3月31日	18歳以上	520万円																																																												
3 級	昭和50年4月1日～昭和51年3月31日	18歳未満	290万円																																																												
	昭和51年4月1日～昭和52年3月31日	18歳以上	370万円																																																												
死亡の時期	死亡時の年齢		弔慰金																																																												
	18歳未満	18歳以上																																																													
昭和50年4月1日～昭和51年3月31日	590万円	720万円	590万円																																																												
昭和51年4月1日～昭和52年3月31日	750万円	910万円	750万円																																																												
厚生年金保険法に定める障害の程度	適用時期	学齢期以上の在宅の者(月額)																																																													
			1 級	昭和50年10月～昭和51年9月	19,000円																																																										
2 級	昭和51年10月～昭和52年2月	22,000円																																																													
	昭和50年10月～昭和51年9月	13,000円																																																													
2 級	昭和51年10月～昭和52年2月	15,000円																																																													

資料：表1に同じ。p.21。

表 3 予防接種健康被害救済給付認定状況 (昭和55年12月31日現在)

予防接種の種類	旧 制				新 制				分 度				合 計							
	医療費		後遺症一時金		弔慰金		後遺症金		弔慰金		再弔慰金		再弔慰金		小 計					
	認	否	認	否	認	否	認	否	認	否	認	否	認	否	認	否				
痘 そ う	1,031	42	13	144	265	52	10	1,319	238	35	7	106	15	80	8	4	225	32	1,544	270
D	2	3		4	9	3	1	12	10		2			1			1	2	13	12
P		1		1	5		1	6	2					4			4		10	2
DT	1			1	4			5	1	8	1						8	1	13	2
DP	6	3		15	30	3	1	37	21	1		18	8	10	1		30	9	67	30
DPT	85	26	1	22	53	7	1	140	55	24	8	14	15		1	39	24	179	79	
ボ リ オ	13	20		60	22	29		51	109	7	5	53	10	7		68	15	119	124	
麻 し ん										13	2				1	14	2	14	2	
コ レ ラ			1					1										1		
インフルエンザ	32	13		9	24	6	1	57	28	29	13	8		4	3	44	13	101	41	
日本脳炎	19	15	1	7	12	7		32	29	8	8	8	3	4	3	20	14	52	43	
ワ イ ル 病		1							1											
腸チフス パラチフス				6	31	6		31	12						1	1	1	32	13	
BCG	12	4		8	1	4		13	16	13					1	13	1	26	17	
合 計	1,201	128	32	277	456	117	15	1,704	522	138	46	207	51	110	15	467	114	2,171	636	

資料：予防接種リサーチセンター，参考文献⑥，p.473。

前は生後2ヵ月から生後12ヵ月に至る期間、小学校入学前6ヵ月以内、小学校卒業前6ヵ月以内の3回必ず定期に行わなければならないのに対し、改正後は痘そうは予防接種の対象疾病として残されたものの、定期の予防接種の対象疾病からは除かれ、ほぼ種痘を受けるべき義務は課されなくなった。

次に救済制度の給付も、医療費および医療手当、障害児養育年金、障害年金、死亡一時金ならびに葬祭料と、給付の範囲および内容が大幅に改善された。このうち、本件訴訟の対象となっている障害児養育年金は、予防接種を受けたことにより一定程度の廃疾の状態にある18歳未満の者を養育する者に支給され、その額は、1級該当者については107万400円（児童福祉施設等に入所している者については51万8,400円）、2級該当者については63万3,600円（児童福祉施設等に入所している者については、34万5,600円）となっている。

現在におけるこれらの給付の支給状況は表3に示すとおりである。

5 さて、本件訴訟はこの障害児養育年金の支給をめぐる、種痘と障害との間に因果関係があるかどうかについて争われたものである（なお、予防接種法第17条第2号に規定する障害児養育年金は、本来改正法施行後の昭和52年2月25日以後の予防接種による健康被害に対して給付されるのであるが、改正法附則第3条第1項の規定により、同日前の予防接種による健康被害に対しても同じような給付がなされることになっているので、予防接種と健康被害の間に因果関係が認められれば、本件のような場合でも給付がなされるものである。）。

予防接種法第16条によれば、予防接種による健康被害者に対する給付は市町村長（東京都の特別区にあっては、区長（地方自治法第281条の3第1項））が行うが、健康被害が予防接種を受けたことによるものであるかどうかという因果関係は厚生大臣が認定するものとされる。厚生大臣がこの認定を行う際には、公衆衛生審議会（この中に予防接種健康被害認定部会が設けられている。）の意見を聴かなければならないとされている。

本件訴訟の原因となった障害児養育年金の被告による不支給決定も、公衆衛生審議会の意見を聴取したうえで厚生大臣が昭和54年2月5日付けで発した通知に基づいてなされたもので、因果関係に関する判断の責任は厚生大臣にあるといえる。

本判決は、種々の証拠を綿密に分析することにより、種痘とAの障害につき因果関係を認めたものであり、この結論は判決文を読む限りでは十分首肯できるものである。

被告東京都杉並区長は、新聞報道によれば³⁾、「20年前のものであり、上級審においてこれを覆すに足りる十分な証拠資料を得ることは困難で、合わせて原告の状況なども考え」、厚生省と相談し、控訴しないこととしたと報じられている。

6 ところで医療事故における因果関係については、東京大学の藤木英雄教授の次の議論が十分傾聴に値するもののように思われる⁴⁾。

「複雑な生物的反応を示す人体については、物理的法則性のように、ある行為とある結果とのあいだの必然的な連鎖を認めにくい。」「病気の経過などについては、数学的な正確さを有するほどの法則性は認められておらず、せいぜい、ある事実とある症状との高度の相関性が認められているに止まるのが一般である。したがって、因果関係を論ずるに当たり、あまりに完全な科学的な厳密性を要求することは、事実を不明にするだけのものとなる。医療事故における因果関係の証明は、法的責任を負わせる前提事実とするに値するだけの事実が認められればよいのである。科学的な完璧な証明、いかなる反論をもしりぞけることのできる証明が存する必要はない。因果関係の存在については、健全な市民の経験的直観的判断に基づいた因果関係が存在するという疑念が顕著に存在し、かつ、その疑念が真実であることを合理的に説明できる科学的根拠のある仮説が存在するならば、法的には、因果関係の存在を肯定すべきである。」

また予防接種法の昭和51年改正の参考とされた

3) 読売新聞昭和54年11月20日朝刊。

4) 藤木英雄「医療事故における因果関係と過失」『ジュリスト・特集医療と人権』No.548, 臨時増刊1973年11月25日号, p. 301。

伝染病予防調査会の制度改正特別部会の昭和51年3月31日の報告「予防接種の今後のあり方及び予防接種による健康被害に対する救済について」は、因果関係について次のように述べている。

「予防接種の副反応の態様は予防接種の種類によって多種多様であり、当該予防接種との因果関係について完全な医学的証明を求めることは事実上不可能な場合があるので、因果関係の判定は、特定の事実が特定の結果を予測しうる蓋然性を証明することによって足りることとするのもやむを得ないと考える。」

また最高裁の判例（最高裁50・10・24）も、因果関係の証明は人間の「経験則に照らして全証拠を総合検討し、特定の事実が特定の結果発生を招来した関係を是認しうる高度の蓋然性を証明することであり」「通常人が疑を差し挟まない程度に真実性の確信を持ちうるものであることを要しかつそれで足りる」としている⁵⁾。

7 ところで種痘については、前述のとおり、昭和51年の予防接種法の改正により定期の義務接種からはずされたが、この背景には次のような事実があったものと思われる⁶⁾。

① わが国は、1956年以降痘そう患者が国内において発生しない痘そうの非常在国になったこと。

② 1歳未満の乳児に対する種痘の事故発生率が1歳以上の幼児の場合よりも著しく高いことが判明し、イギリスは1962年には接種年齢を生後1

年以上に引き上げたこと。

③ 1977年10月26日ソマリアで最後の痘そう患者が発生して以来新たな患者の発生がないため、世界保健機構(WHO)は、2年間の監視期間を経過した1979年10月26日天然痘根絶宣言をしたこと(WHOのこの宣言は、昭和51年の予防接種法の改正後のことであるが、痘そうの発生がきわめて稀であるという状況はその当時でも十分認識されていたものと思われる。)

このような状況にあったにもかかわらず、昭和51年の改正に至るまで、種痘を生後2ヵ月から12ヵ月までの乳児に義務接種にしておいた予防接種行政に種痘禍発生問題の根源があったとの指摘がなされている。

(ほり かつひろ・社会保障研究所主任研究員)

参 考 文 献

- ① 中平健吉「集団予防接種事故訴訟の提起」『ジュリスト——特集医療と人権——』No. 548, 臨時増刊1973年11月25日号, pp. 329-334.
- ② 吉原賢二「私憤から公憤へ——社会問題としてのワクチン禍——」岩波新書, 1975年.
- ③ 炭谷茂・堀之内敬「逐条解説予防接種法」ぎょうせい, 1978年.
- ④ 河野敬「予防接種事故集団訴訟の現段階」『ジュリスト』No. 724, 1980年9月15日号, pp. 33-39.
- ⑤ 予防接種リサーチセンター「予防接種制度に関する文献集(X)——予防接種副反応を中心として——」1981年.

5) 清水徹「医療訴訟の現状と問題点」『総合社会保障』, 1981年10月号, No. 11.

6) 河野敬, 参考文献④, p. 34による.